

埼玉大学鐵道研究会規則集

目次

・ 埼玉大学鐵道研究会規約	3
・ 埼玉大学鐵道研究会代表者規程	5
・ 埼玉大学鐵道研究会備品管理規程	7
・ 埼玉大学鐵道研究会 會計規程	9
・ 埼玉大学鐵道研究会広報事務規程	1 2
・ 埼玉大学鐵道研究会公式ウェブサイト管理細則	1 4
・ 埼玉大学鐵道研究会公式T w i t t e r管理細則	1 6

埼玉大学鐵道研究会規約

平成29年4月17日施行

(規約の目的)

第1条 埼玉大学鐵道研究会規約は埼玉大学鐵道研究会(以下「本会」という)の円滑な会運営を達成させるための手続きを定め、それを保証することを目的とする。

(会の目的)

第2条 本会は構成員が鐵道の魅力を追求しつつ、かつその魅力を発信することを目的とする。

(構成員資格)

第3条 本会の構成員資格は埼玉大学学生であることとする。

(入会手続き)

第4条 本会への入会は入会届の提出によるものとする。

(退会手続)

第5条 本会からの退会は以下の手続きによるものとする。

- 1 退会届の提出
- 2 卒業などに伴う構成員資格の喪失

(代表者選出)

第6条 構成員は構成員代表者である会長を選出しなければならない。

(名簿管理)

第7条 会長は入会届、退会届を適切に管理し、構成員名簿を作成しなければならない。

(活動内容)

第8条 本会は第2条で定めた目的を達成するために以下のような活動を行う。

- 1 埼玉大学の学園祭での出展
- 2 会報誌の発行
- 3 活動の告知報告
- 4 鐵道旅行の実施
- 5 民間企業や公共団体と協力した企画の実施
- 6 その他目的を達成するための活動

(代表者責任等)

第9条 会長についての職務、責任等については別途規程で定めるものとする。

(会計事務)

第10条 会計事務については別途規程で定めるものとする。

(備品管理事務)

第11条 備品管理事務については別途規程で定めるものとする。

(広報事務)

第12条 広報事務については別途規程で定めるものとする。

(再決定要請)

第13条① 構成員が会長またはその他責任者の決定や判断に不服がある場合、不服点を明らかにし集会において賛同を得られれば会長またはその他責任者に再決定を要請できる。

② 前項の規定に基づき会長またはその他責任者が行った再決定に不服がある場合、不服点を明らかにし集会において3分の2以上の賛成を得ることで集会決議を最終決議とすることができる。

(集会要件)

第14条① 本規約及び規程、その他細則に定められた集会を開く場合は1週間以上前に構成員に告知し、会長が立ち会わなければならない。

② 集会の参加については会長の管理する名簿をもとに人数を算出する。

③ いずれの集会も構成員の過半数の出席が無ければ決議を採ることはできない。

④ 本規約及び規程、その他細則に定めがある場合を除き集会で過半数の賛成があれば集会の賛成を得たと認められる。

(規約の地位)

第15条① 本規約は本会内部における最高法規である

② 前項の規定に関わらず、埼玉大学の定める学則、同好会規則などは本規約に優越する。

(閲覧保障)

第16条 会長は本規約を構成員が自由に閲覧できるようにしなければならない。

(改定要件)

第17条① 本規約及び規程、その他細則の制定及び改廃を行う際は、集会において3分の2以上の賛成を得ることで成立する。

② 成立した規約及び規程、その他細則は原則として即日施行されるものとする

補則

(成立要件)

第18条 本規約の成立には本会構成員の過半数が出席する集会において、3分の2以上の賛成を必要とする

(施行年月日)

第19条① 本規約は2017年4月1日より施行する。

② 2017年4月1日までに第18条の成立要件を満たせない場合については、後日成立要件を満たした時点をもって本規約の施行日とする

埼玉大学鐵道研究会代表者規程

平成29年4月17日施行

規程第1号

(目的)

第1条 埼玉大学鐵道研究会代表者規程は埼玉大学鐵道研究会の構成員代表者である会長における職務や責任、手続きなどを定めることで円滑な運営を保證することを目的とする。

(会運営)

第2条① 構成員代表である会長は誠実にかつ円滑な会の運営を行わなければならない。

② 会長は渉外の職務について構成員と分担をするか、責任を持って遂行しなければならない。

(就任)

第3条① 会長の就任には構成員の過半数が参加する集会において3分の2以上の賛成を得なければならない。

② 前項の規定において移行の円滑化を目的として前任がある場合でも集会の賛成を得ることが出来る。但し第3条に規定された任期を前倒すことはできない。

③ 会長の就任が決定した場合は前任から運営に必要とされる物品の引き渡し、情報の共有などの引き継ぎを速やかかつ適切に行わなければならない。

(任期)

第4条 会長の任期は1月1日から1年間とする。但し構成員の過半数が参加する集会において3分の2以上の賛成を得た場合はその限りではない。

(責任者選出)

第5条① 会長の就任が決定した場合、会長は速やかに副会長、会計責任者、備品管理責任者、広報責任者を指名し、集会の賛成を得なければならない。

② 前項にて指名した副会長やその他責任者の任期は1月1日から1年間とする。但し集会の賛成を得られた場合はこの限りではない。

③ 会長候補者は予め副会長やその他責任者を指名しておくことができる。その場合集会にて会長の就任の議題と同一のものとして賛成を得なければならない。

(運営分担者選出)

第6条① 会長は会運営を分担する目的で構成員を指名することができる。この任期は会長が個別に定めることが出来る。

② 任期前に就任が決定した会長も前項に基づき会運営を分担する目的で構成員を指名することができる。この任期は1月1日から1年間とする。但し会長が特に定めた場合はこの限りではない。

(任期前倒しの制限)

第7条 任期前に就任が決定した会長が副会長やその他責任者、運営分担者を指名した場合、第5条第2項または第6条第2項に定められた任期を前倒すことはできない。

(副会長代行)

第8条① 副会長は会長が休学ほか心身の故障などによりその責任を果たせないと集会において認められる場合、臨時に会長の職を代行しなければならない。

② 前項の規定に基づき副会長は特に緊急を要する判断した場合、会長の仕事を代行できる。その後、速やかに集会において報告をしなければならない。

③ 第1項の規定に基づき副会長が集会に立ち会う場合、会長の代理で立ち会う旨を宣言してから集会を開始しなければならない。

埼玉大学鐵道研究会備品管理規程

平成29年4月17日施行

規程第2号

(目的)

第1条 埼玉大学鐵道研究会備品管理規程は埼玉大学鐵道研究会にて所有、管理する物品を確実に管理するための手続きを定め、これを保証することを目的とする。

(備品の定義)

第2条 この規程において備品とは埼玉大学鐵道研究会で所有、管理する物品のすべてを指す。

(責任者定義)

第3条 この規程において備品管理責任者（以下、責任者）とは会長の指名を受けて、備品の管理について特に責任を負う構成員を指す。

(職務分担)

第4条① 備品管理は必要に応じてその職務を複数人で分担することが出来る。

② 職務の分担を行った場合、責任者は職務を分担した者を監督しなければならない。

(リストの作成)

第5条① 責任者は備品の一覧をリストにし、これを構成員に公開しなければならない。

② 備品の購入及び寄付もしくは譲渡、売却などがあった場合には速やかにリストを更新しなければならない。

③ 文房具やその他消耗品と認められる備品についてリストに記載する必要はない。

(紛失、破損)

第6条① 構成員が備品を紛失、破損した場合において会長が故意または重大な過失が認められなかったと判断した場合その責は無いものとする。

② 会長が備品を紛失、破損した場合においては集会決議によって故意または重大な過失が認められなかったと判断した場合その責は無いものとする。

③ 構成員以外が備品を紛失、破損した場合において故意または重大な過失が明らかでない場合はその責を追求しない。

(処分)

第7条 備品は以下に定める場合を除き、むやみに譲渡、売却など処分をしてはならない。

1 構成員が管理できる限度を超えた場合。

2 本会の活動に不必要であることが明白である場合。

(譲渡、売却)

第8条① 第7条の規定によりやむを得ず備品を譲渡、売却する場合はまず構成員の希望する者に譲渡をしなければならない。なお、譲渡を受けた構成員は当該備品をぞんざいに

扱ってはならない。

- ② 売却時の収入は速やかに一般会計に繰り入れなければならない。
- ③ 売却を行った場合は売却へ至った経緯、売却備品一覧を会報誌その他の手段で報告しなければならない。

埼玉大学鐵道研究会 会計規程

平成29年4月17日施行

規程第3号

第1章 概要

(概要)

第1章 当会の会計に関することは会計規程に従って行わなければならない。ただし、会計規則には、会計に関する全ての事項を記載しているわけではなく、記載していないことについては総会決議又は会長の指示に従うものとする。

第2章 会計係について

(係の指名)

第2条 会計係は会長の指名によって選出される。

(義務)

第3条 会計係に選出された者は、会計規程、集会決議及び会長の指示に従い、誠実に当会の現金預金・書類の管理及び記録を行わなければならない。

(引き継ぎ)

第4条 辞任、解任及びその他の理由により任から外れた者は、速やかに会計に関するものを会長又は後任の者に引き渡さなければならない。

(書類紛失への対応)

第5条 会計に関する書類などを紛失した場合、直ちに会長及び集会に報告するとともに、集会において故意又は重大な過失がなかったと認められなければ、会計係はその全責任を負わなければならない。

(記録不備への対応)

第6条 記録されている金額と実際に有する金額に差異があった場合、直ちに会長又は集会においてその旨を報告し、原因を明らかにするとともに適切に処理しなければならない。

第7条① 前条において原因不明などで適切に処理できない場合は以下に従って処理するものとする。

- ② 実際に有する金額が記録されている金額よりも多い場合は、当該差額分を当会の収入とし、会誌又はその他の方法においてその旨を報告しなければならない。
- ③ 実際に有する金額が記録されている金額よりも少ない場合は、集会において故意又は重大な過失と認められない場合限り特別支出として処理することができ、会誌又はその他の方法で、その旨を報告しなければならない。

(会計情報の公開)

第8条 会計係は会員から会計に関する書類の閲覧請求があった場合には、その求めに応じなければならない。ただし、正当な理由があれば会長及び集会決議からの請求を除いて拒否することができる。

第3章 収入に関して

(収入の処理)

第9条 寄付、備品の売却などにより収入があり、会計係以外の者が受けとった場合、直ちに会計係に報告し、速やかに現金及び関連する書類等を会計係に引き渡さなければならない。

第4章 支出に関して

(概算報告)

第10条 事前に会計係及び会長に支出の対象及び概算を伝え、会長の承認を得なければならない。ただし、正当な理由がある場合は事後でも良い。

(建て替え)

第11条 会の支出を建て替えた会員に対する当該支出の支払いは、特別の理由がない限り後払いとする。

(支出の報告)

第12条 実際に会計係に伝えた対象の購入などを行った会員は、直ちに会計係に確定した金額を会計係に伝えなければならない。

(支出の証明)

第13条 支出を行った会員はレシート又は領収書など支出を証明した書類を会計係に渡さなければ、要した金額の全てを会計係に費用を請求できない。

(支出拒否)

第14条 会計係は会員からの請求の承認・拒否する権限を有するが、集会決議がある場合はそれに従うものとする。

(会計係の支出)

第15条 会計係が支出を行う場合は第10条から第14条の「会計係」を「会長又は集会」と読み替えるものとする。

(不適切支出)

第16条① 支出を行った後にその支出が不適切であった場合、会長又は集会において報告し、金銭を受け取った者にその返還を求めるとともに以下の事項に従って処理するものとする

② 集会において故意又は重大な過失が認められなかった場合は、金銭を受け取った者のみ責任を負う。

③ 集会において故意又は重大な過失が認められた場合は、会計係と金銭を受け取った者

が連帯してその責任を負う。

埼玉大学鐵道研究会広報事務規程

平成29年4月17日施行

規程第4号

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は埼玉大学鐵道研究会規約（以下、本会規約）第12条における本会の広報事務（以下、広報事務）の内容及び、それを遂行する役職について定めるものである

(役職の定義)

- 第2条① 埼玉大学鐵道研究会代表者規程（以下、代表者規程）第5条に基づき会長に指名された広報責任者を広報担当代表とする
- ② 代表者規程第6条に基づいて選出され、広報担当代表の下で事務を分担する者を一般広報担当とする
- ③ 広報担当代表と一般広報担当を総称して広報担当とする

第2章 事務

(業務)

第3条 広報担当は以下にあげる事務を行う

- 1 本会の外部へ向けた本会の存在及び活動内容の発信
- 2 前項を達成するための手段として利用する本会の公式ウェブサイトの管理
- 3 同じく本会の公式Twitterアカウント及び、その運用者の管理と統制
- 4 その他、本会の広報事務を処理するにあたり必要とされる業務

(公式ウェブサイト)

第4条 公式ウェブサイトの管理に関する詳細については、別に定める細則によるものとする

(公式Twitterアカウント)

第5条 公式Twitterアカウント及び、その運用者の管理と統制については、別に定める細則によるものとする

(業務の代行)

- 第6条① 広報担当代表が不在又はその職責を果たすことができないと判断された場合、会長は広報担当代行の役職を設置しなければならない
- 1 広報担当代行の権限は広報担当代表と同等とする
 - 2 広報担当代行の任期は正規の広報担当代表が選任されるまでとする
- ② 一般広報担当が存在する状況において、広報担当代表が第6条①の状況にあると判断された場合は、一般広報担当が自動的にその地位を継承する

(業務の継承)

第7条 広報担当が任期満了その他の事情により交代する際には、前任者は後任者に対して広報事務の遂行に必要なすべての物品及び情報を遅滞なく引き渡さなければならない

第3章 義務と責任

(本会活動への参加義務)

第8条 会外へ発信する情報を収集することを目的として、広報担当は本会規約第8条に定められた活動に可能な限り参加する義務を負う

(責任の範囲)

第9条① 広報担当代表は当会の広報事務の最高責任者であり、他の規程、細則等で別に定める場合を除いて、本会の広報事務によって生じるすべての事象に対する責任を負う

② 一般広報担当は自らの事務活動が直接に影響を及ぼした事象においてのみ責任を負う

埼玉大学鐵道研究会公式ウェブサイト管理細則

平成29年4月17日施行

細則第1号

第1章 総則

(目的)

第1条 本細則は埼玉大学鐵道研究会広報担当規程(以下、広報担当規程)第4条に基づき、埼玉大学鐵道研究会(以下、本会)が保有する公式ウェブサイト(以下、ウェブサイト)の管理に関する規則を定め、それを通じてウェブサイトの円滑な運用及び、それを通じた本会の広報事務の充実を図ることを目的とする

(ウェブサイトの定義)

第2条 本規程におけるウェブサイトとは以下の条件を満たすものをいう

- 1 本会がその名においてさくらインターネット株式会社と契約して貸与されたサーバを利用して運用を行うドメイン名が `s a i d a i - t e k k k e n . c o m` のウェブサイト

(運用)

第3条 本規程におけるウェブサイトの運用とは以下の事を指す

- 1 固定ページに掲載された情報や画像の更新
- 2 ウェブサイトに新規投稿を行う
- 3 さくらインターネット株式会社に対して、サーバのレンタル料をはじめとする契約の維持、更新等に必要な料金を支払うこと
- 4 その他、ウェブサイトの維持、管理に必要な事務

(運用者)

- 第4条① ウェブサイトの運用に携わる者をウェブサイトの運用者(以下、運用者)とし、原則として広報担当代表のみが運用者となることができる
- ② 正当な事由を提示できる場合に限り、広報担当代表は一般広報担当にウェブサイトの運用を委任することができる。この場合、委任を受けた者のみが運用者となることができる

第2章 ウェブサイトの運用規定

(ウェブサイトの内容)

第5条① ウェブサイトに掲載する内容は本会の活動に関連する内容に限る

- ② 虚偽情報や公序良俗に反する内容並びに当人から掲載許可を得ていない個人情報が含まれる新規投稿や固定ページを公開してはならない
- ③ 第5条①及び②に反する新規投稿及び固定ページは、これを速やかに訂正または削除

しなければならない

(活動告知)

第6条 本会の活動を事前に告知する場合は、必要に応じて当該活動に関連する会員との連携を図りながら、早期に告知できるよう努めなければならない

(活動報告)

第7条 本会の活動について報告する内容の新規投稿は当該活動の終了後、速やかに作成し、公開するよう努めなければならない

(固定ページ)

第8条 固定ページの内容は必要に応じて更新を行い、常に最新の情報を提供できるよう努めなければならない

(料金の支払い)

第9条 さくらインターネット株式会社から送付される各種請求書に対しては、遅滞なく支払いを行わなければならない

第3章 セキュリティ

(情報の保護)

- 第10条**① 運用者がウェブサイトやその更新方法に関する資料を他者に閲覧させること及び、その情報を漏洩することはこれを禁じる
- ② 運用者となることで知り得たパスワードその他の情報についても同様に漏洩を禁じる
- ③ ①及び②は一度以上運用者となった後、その地位を退いた者に対しても適用される

第4章 義務と責任

(規程遵守義務)

第11条 運用者は本細則を遵守してウェブサイトを用いる義務を負う

(責任の所在)

第12条 運用者は原則としてウェブサイトによって引き起こされるすべての事象の責任を負う。ただし以前の運用者が関わる場合はこの限りではない

埼玉大学鐵道研究会公式T w i t t e rアカウント管理細則

・平成29年4月17日施行

細則第2号

第1章 総則

(目的)

第1条 本細則は埼玉大学鐵道研究会(以下、本会)の埼玉大学鐵道研究会広報担当細則(以下、広報担当細則)に基づき、本会が保有するT w i t t e rの公式アカウント(以下、アカウント)の運用規定を明示し、また、その機能を当会の広報活動に十全に活かすことを目的とする

(アカウントの定義)

第2条 この規定におけるアカウントとは次に掲げる条件をすべて満たすものである

- 1 ユーザー名はs a i d a i _ t e k k e nである
- 2 名前は埼玉大学鐵道研究会である

(運用の定義)

第3条 この規定におけるアカウントの運用とは以下に定める行為の事を指す

- 1 アカウントへのログイン
- 2 アカウントに登録された情報及びアカウントの設定の変更
- 3 その他、アカウントにログインすることで可能となるすべての操作

第2章 運用者

(運用者)

第4条 アカウントは原則として広報担当がすべての運用を行い、これを第1種運用者とする

(運用者の例外規定)

第5条① 以下に定める場合には、前条に定めた内容に関わらず、広報担当代表の承認の下で広報担当以外の本会会員が運用者となることができる

- 1 本会の役職に就く者が、その業務上の必要からアカウントを運用する場合。これを第2種運用者とするが、運用範囲はログインとツイートのみに限る

② 第5条①の「承認」に関しては本細則第14条に従うものとする

第3章 運用規定

(ツイートの名義)

第6条① ツイートは本会における各役職の名義において行い、各ツイートにおいて、それを明示しなければならない

- 1 明示の形式については別表1に従うものとする。なお、別表1は本細則第6条①に付随するものであり、その改廃を行う際には、埼玉大学鉄道研究会規約第14条における改正要件が適用される
 - 2 別表1の明示形式における括弧については、全角または半角の丸括弧とする
 - 3 別表1に記載のない役職がツイートを行う必要がある際は、広報担当代表の命令により当該役職の明示形式を定める
- ② 他の役職の名を騙ってツイートを行ってはならない

(ツイート内容)

第7条① ツイートの内容は本会規約に定められた本会の活動に関連するものに限る

- ② 虚偽情報や公序良俗に反する内容及び、本人から掲載許可を得ていない個人情報が含まれるツイートをしてはならない
- ③ 本細則に反するツイートが見つかった場合は、速やかに当該ツイートの訂正または削除を行わなければならない
- ④ 第2種運用者がツイートを行う場合、その内容は当該の役職に関連するものに限る

(リプライ)

第8条 リプライを行う際は本細則第6条及び7条に定めたツイートの基準に準ずるものとする

(いいね・リツイート)

第9条 いいね及びリツイートを行う際の基準は本細則第7条に準ずるものとする

(ダイレクトメッセージ)

第10条① 本会のアカウントに送られたダイレクトメッセージ(以下、DM)は広報担当代表の判断で返信できる

- ② 広報担当代表は前項のDMについて、その存在及び内容を会長に報告しなければならない
- ③ DMの内容が本会の他の役職や会員に関わる内容である場合、広報担当代表はその内容を当該の者に伝達しなければならない

第4章 セキュリティと誤用防止

(パスワード)

第11条① 広報担当代表は1年に1回以上パスワードの変更を行わなければならない

- ② 広報担当代表は運用者に該当する者以外の者にパスワードを教えるてはならない
- ③ 広報担当代表以外の者はパスワードを何人にも教えるてはならない

(複数アカウント同時利用の禁止)

第12条 アカウントの混同を防ぐため、本会の公式アカウントにログインする際は、同一の端末で他のアカウントにログインしてはならない

(誤用防止)

第13条 アカウントを運用する際は、本会のアカウントである旨を確認してから運用しなければならない

第5章 権限

(第2種運用者の承認)

第14条① 広報担当代表は第2種運用者の承認を行うことができる

- 1 承認は、広報担当代表が第2種運用者に承認されることを希望する者に対して、アカウントのパスワードを教えることで成立する
 - 2 第2種運用者は原則として1つの役職につき1名のみ承認できるが、当該の役職にある者が正当な理由を提示できる場合に限り、2名以上承認することができる
- ②** 第2種運用者が本細則を遵守した運用を行っていないと広報担当代表が判断した場合、承認を撤回することができる。この場合、当該の運用者の同意は必要としない

(設定の変更)

第15条 アカウントに登録された情報及びアカウントの設定の変更は原則として広報担当代表のみ行うことができる。ただしヘッダー画像の変更については一般広報担当も行うことができる。

第6章 義務と責任

(規定順守義務)

第16条 すべての運用者は本細則を遵守する義務を負う

(監督義務)

第17条 広報担当代表はすべての運用者が本細則を遵守するよう監督する義務を負う

(責任の所在)

- 第18条①** アカウントの運用によって生じた事象に対する責任は原則として広報担当代表が負う
- ②** 広報担当代表以外の者が運用を行った場合、その運用によって生じた事象に対する責任は、原則として当該の運用者のみが負う。ただし、この場合も広報担当代表は当該運用者に対する監督責任から逃れることはできない

別表 1

	役職	明示形式
第 1 種運用者	広報担当代表	(広報)
	広報担当	(広報)
第 2 種運用者	会長	(会長)
	副会長	(副会長)
	書記	(書記)
	会計	(会計)
	むつめ祭担当	(むつめ)
	コミセン担当	(コミセン)
	展示担当	(展示)
	旅行担当	(旅行)
	編集	(編集)
	模型班	(模型)